鹿児島県公報

令和８年１月23日（金）第687号

鹿児島県

発　行　鹿　児　島　県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番１号
編　集　総務部学事法制課
定例発行日（毎週火，金）

目　　次

（※については例規集登載事項）

ページ

告　　示

○保安林の指定予定の通知（９件）　（森づくり推進課取扱い）１
○くろまぐろ（大型魚）に関する知事管理漁獲可能量の変更　（水産振興課取扱い）５
○県営土地改良事業の工事の完了　（農地整備課取扱い）５
○令和７年度地籍調査事業計画の公表　（農地保全課取扱い）５
○都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧　（都市計画課取扱い）６
○都市計画特定用途制限地域の変更に係る図書の写しの縦覧　（都市計画課取扱い）６
○都市計画居住環境向上用途誘導地区の変更に係る図書の写しの縦覧　（都市計画課取扱い）６
○都市計画風致地区の変更に係る図書の写しの縦覧　（都市計画課取扱い）６
○都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧　（都市計画課取扱い）６
○都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧　（都市計画課取扱い）７
○令和７年度自衛官の募集　（危機管理課取扱い）７

公　　告

○落札者等の公告　（会計課取扱い）８

告　　示

鹿児島県告示第27号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和８年１月23日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　保安林予定森林の所在場所

出水市下大川内字内平3463番３，3463番６から3463番８まで，3463番10，3463番15，3463番18

２　指定の目的

水源の涵養

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は，定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第28号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和８年１月23日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　保安林予定森林の所在場所

薩摩川内市城上町字歌越6851番１，陽成町字掛橋7654番２，7654番３，7654番５，7654番８，字柳越7754番１，7759番１，7762番，7763番１，7763番２，7770番，7772番，7775番，7778番，7786番２，7786番４，7788番，7789番１，7789番５，字湯越7835番１，7837番１，7838番１，7840番１，7841番１，7847番１，7847番５，7847番８

２　指定の目的

水源の涵養

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は，定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第29号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和８年１月23日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　保安林予定森林の所在場所

薩摩川内市陽成町字立山7483番１，7493番，7501番１，7501番２，字黒葛平7534番１，字乙ヶ山7567番１，7567番２，7571番，7574番１，7577番，字清水ヶ山7583番，7598番１，7599番４，7600番３

２　指定の目的

水源の涵養

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は，定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第30号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和８年１月23日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　保安林予定森林の所在場所

志布志市志布志町内之倉字永田4285番１，4285番３，4285番13，字今村4521番１，4521番３，4521番５，4522番１，4522番２，4522番４，4522番８，4522番９，4523番，4523番２，4528番２，4531番１，4532番１，字井手平5435番１，字和田5747番２，5751番，5752番９，5752番10，5752番13，5759番１，5760番１，5761番１，字打越6870番２，志布志町田之浦字菅谷1843番７，字上村2244番１，2244番４，2244番６，2244番16，志布志町帖字大二反野9102番１，9102番３，9108番10，9108番13，9108番16，字二反野9112番，9112番１，9114番，9114番１，9114番２，9116番１，9117番２，9117番７，9126番，9127番，9128番１，9209番３，9218番４

２　指定の目的

水源の涵養

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は，定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第31号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和８年１月23日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　保安林予定森林の所在場所

阿久根市波留字妙法3746番２

２　指定の目的

土砂の崩壊の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐は，択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第32号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和８年１月23日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　保安林予定森林の所在場所

阿久根市山下字治次郎5043番１，5043番４，5045番

２　指定の目的

土砂の崩壊の防備

３　指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
ア　主伐は，択伐による。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は，次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第33号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和８年１月23日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市祁答院町藺牟田字満ヶ野1995番１，1995番８
２　指定の目的
土砂の崩壊の防備
３　指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
ア　主伐は，択伐による。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は，次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第34号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和８年１月23日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　保安林予定森林の所在場所
志布志市有明町蓬原字井ノ木2857番，2857番１，2859番４，2867番
２　指定の目的
土砂の崩壊の防備
３　指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
ア　主伐は，択伐による。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は，次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第35号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和８年１月23日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　保安林予定森林の所在場所

伊佐市大口里字上ノ馬場1855番１（次の図に示す部分に限る。）

２　指定の目的

土砂の崩壊の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐は，択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第36号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第１項の規定により，くろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和８年１月23日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　管理の対象となる期間

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

２　都道府県別漁獲可能量について，本県に定められた数量

35.9トン

３　知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業	19.8トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業	13.9トン

鹿児島県告示第37号

土地改良事業県営畑地帯総合土地改良（農業用用排水施設整備，農道整備及び農用地保全）南薩地区の工事は，平成７年３月31日に完了した。

令和８年１月23日

鹿児島県知事　　塩田康一

鹿児島県告示第38号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第６条の３第２項の規定により，令和７年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和８年１月23日

鹿児島県知事　　塩田康一

調査を行う者の名称	調　査　地　域	調　査　期　間
垂水市	垂水市中俣の一部	令和８年１月８日から令和９年３月31日まで

鹿児島県告示第39号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので，同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により，次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和８年１月23日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　都市計画の種類
　鹿児島都市計画用途地域
２　関係図書の縦覧場所
　鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により出水市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので，同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により，次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和８年１月23日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　都市計画の種類
　出水都市計画特定用途制限地域
２　関係図書の縦覧場所
　鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第41号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので，同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により，次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和８年１月23日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　都市計画の種類及び名称
　⑴　種類　鹿児島都市計画居住環境向上用途誘導地区
　⑵　名称　低層住居地区
２　関係図書の縦覧場所
　鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第42号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので，同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により，次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和８年１月23日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　都市計画の種類及び名称
　⑴　種類　鹿児島都市計画風致地区
　⑵　名称　慈眼寺風致地区
２　関係図書の縦覧場所
　鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第43号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により霧島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので，同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により，次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和８年１月23日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　都市計画の種類及び名称
⑴　種類　国分都市計画道路
⑵　名称　３・５・16号小村新田４号線
３・７・17号小村新田１号線
３・７・18号小村新田５号線
２　関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第44号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので，同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により，次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和８年１月23日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　都市計画の種類及び名称
⑴　種類　鹿児島都市計画地区計画
⑵　名称　ニュータウン慈眼寺団地地区地区計画
２　関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第45号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条，第117条第１項及び第118条の規定により，令和７年度第４次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和８年１月23日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　募集種目
自衛官候補生
２　募集期間
令和８年１月26日から同年２月12日まで
３　試験期日
⑴　筆記試験（ＷＥＢ試験）
令和８年２月16日から同月21日まで
⑵　口述試験及び身体検査
令和８年２月21日
４　応募資格
⑴　採用予定月の１日現在，18歳以上33歳未満の者
⑵　32歳の者は，採用予定月（令和８年３月）の末日現在において，33歳に達していない者
５　試験場

試　験　場　の　名　称	試　験　場　の　位　置
陸上自衛隊国分駐屯地	霧島市国分福島二丁目４番14号
鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地	奄美市名瀬永田町17番３号及び奄美市名瀬大字大熊字中畑266番49
（予備：陸上自衛隊川内駐屯地）	薩摩川内市冷水町字上床539番地２

６　その他
詳細については，自衛隊鹿児島地方協力本部募集課（電話番号099－253－8920）に問い合わせること。

公　　告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和８年１月23日

鹿児島県警察本部長　　岩瀬聡

1　随意契約に係る特定役務の名称及び数量

電子計算機サービス及び関連のサービス（放置駐車違反管理システム保守業務委託）　一式

2　特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県警察本部会計課調度係

鹿児島市鴨池新町10番１号

3　随意契約の相手方を決定した日

令和７年12月１日

4　随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所九州支社九州中央支店

熊本市西区春日一丁目12番３号

5　随意契約に係る契約金額

61,248,000円

6　随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第11条第１項第２号該当